



ふぐ取扱者試験の施行

○ 公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和6年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和6年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学科試験	令和7年1月23日（木）午後1時30分	松山市三番町七丁目6番地9 愛媛県薬剤師会館
実地試験	令和7年3月13日（木）午前10時	松山市勝山町一丁目1番地5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

令和6年12月9日（月）から17日（火）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。